

商工会員 各位

宮田村商工会
会長 鷹野 力

商工業活性化事業補助金の第2次公募について（通知）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、商工会では、自社の販路開拓に取り組む会員事業所に対して、下記要綱に基づき補助を行います。

つきましては、全会員の皆様が対象となりますので皆様のご活用をお願いいたします。

記

1. 内 容 会員が自社の販路開拓に取り組む事業所を応援 ※下記枠のいずれか

2. 補助金交付の対象者 宮田村商工会員に限ります

3. 申請枠

【通常枠】

(条件) 発注先は必ず宮田村商工会員であること ※会員については商工会 HP 参照

(補助額) 対象経費の3分の2とし、上限助成額 10万円

※複数の事業を申請することはできません。なお、申請時に申告した額を上回った場合は上回った分の金額は補助しません。

(補助対象費用)

①機械装置費
事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 省エネ設備更新可・インボイスや電子帳簿保存等に対応するためのPCやSSD更新等可・ICTリテラシー導入のために必要なシステム可 ※対象とならない経費の例 文房具等の事務用品等の消耗品代、業務上関係ないと思わせるもの、家庭で使用 するもの、既に導入しているソフトウェアの更新料、単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等(省エネ設備は除く)、古い機械装置等の撤去・ 廃棄費用
②広報費
パンフレット・ポスター・チラシ等の作成費用、広報媒体等における掲載料 ※対象とならない例 試供品(販売用商品と同じものを試供品として用いる場合)、販促品(商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合)、名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告(単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外)、文房具等の事務用品等の消耗品代、フランチャイズ本部が作製する広告物の購入、売上高や販売数量等に応じて課金される経費、ウェブサイトのSEO対策等で効果や作業内容が不明確なもの
③外注費
店舗等の改装を第三者に外注(請負)経費(自ら実行することが困難な業務に限ります。) ※対象とならない例 補助事業で取り組む販路開拓や業務効率化(生産性向上)に結びつかない工事(単な

る店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止に伴う設備の解体工事（設備処分費に該当するものを除く）など、不動産の取得に該当する工事

【応援枠】

（条件）国が実施する補助金（事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT補助金等に令和4年度中に申請チャレンジまたは採択結果が判明した方。

※申請については原則令和5年6月30日までに完了している事とします。

※令和4年度以前に事業が完了している方は除きます。

（補助率及び補助額）採択者 自己負担額の上限 10万円
不採択者 対象経費の3分の2 上限20万円

（対象経費）国へ申請された経費 ※発注先は問わない

4. 補助事業期間

補助金であるため審査があります。審査後採択通知を送付しますが、事業開始日については、令和5年5月1日から可とし、全ての支払いが完了した日を事業完了日とします。

※事業完了日については、令和6年1月31日までに事業が終了できる事業とします。

5. 補助金の申請等流れ
- ①物品の購入または工事前に一度、商工会の経営支援員へ相談
 - ②所定の決められた申請書へ記入の上申請を行なう。
 - ③事業終了後、ただちに報告請求書に、実施した写真、納品書及び工事完了書、請求書、振り込んだ明細書を添付し、商工会長に報告。
 - ④③までのことが終了次第指定口座へお振込みします。

6. 補助金申請期限 令和5年8月31日（木）

※申請書類及び記入例につきましては商工会 HP へ掲載されておりますのでご覧ください。

※採択予定日 9月上旬～中旬